

岩手県医療局管理規程第3号

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月27日

岩手県医療局長 熊谷 泰樹

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程

医療局企業職員日額旅費規程（昭和49年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分			日額	摘要	区分			日額	摘要
[略]					[略]				
能力開発 研修 及び専門 研修	宿泊 する 場合	公用の宿 泊施設そ の他これ に準ずる 宿泊施設	エスポワ ールいわて	<u>10,200円</u>	能力開 発研修 及び専 門研修	宿泊 する 場合	公用の宿 泊施設そ の他これ に準ずる 宿泊施設	エスポワ ールいわて	<u>10,350円</u>
			清温荘	<u>10,000円</u>				清温荘	<u>10,150円</u>
			[略]					[略]	
			国立岩手山 青少年交流 の家	<u>3,500円</u>				国立岩手山 青少年交流 の家	<u>3,550円</u>
			[略]					[略]	
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

- この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- この規程による改正後の医療局企業職員日額旅費規程別表の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。